

令和3年6月21日

金融庁監督局保険課 御中

協同組合日本接骨
会長 登山



交通事故傷病と柔道整復師の誤解防止の要望

要望の趣旨

国民の医療選択の自由が「患者の人格権」として認められているにもかかわらず未だ損害保険会社が「医療を巡る資格と制度」について「患者のためのモノ」を「業とする者（資格者）のモノ」と誤解し、患者には「医療選択の自由を無視する問題」を、「柔道整復師には業務妨害問題」を惹起しています。改めて本問の再発防止の周知徹底を賜りますようお願い申し上げます。

要望の理由

本問の失当の注意は以前より繰り返し指摘され、その都度理解を賜っているところです。だが、損害保険会社の担当者交代の都度くり返し再発です。そこで、根本的本質的注意の理解と、この実施の基となる体制整備の大事で、下記事項について「法律に基づく行政指導」として措置を賜るとともに「不正防止対策の大事について事業者・保険者として自覚の徹底」を賜りますようお願い申し上げます。

なお、なぜ、こうした問題が発生するのかについて不正保険取り扱い問題の対応が不可避で、そこで、この件についての防止対策についても「自覚の大事」の周知徹底を賜るようお願い申し上げます。

交通事故傷病者の柔道整復医療受診妨害防止について
下記事項の周知徹底と保険取り扱い件のデーター化の整備

1. 柔道整復医療の理解について

- (1) 柔道整復業務が「医業の一部」であること
- (2) この対象業務に伴う診断の不可欠であること

2. 傷病者の医療選択の自由について

- (1) 医療選択の自由について交通事故傷病も対象となること
- (2) この対象医療について柔道整復医療も対象となること
- (3) 「医師の医療の要否」について「前記事項留意の下の対応」の大事

3. 不正保険取り扱い防止対策「データー整備」の確立

- (1) 全取り扱い件のデーター化と「その資料の収集と分析」
- (2) 資料の収集と分析に基づく「根拠と証拠」の策定
乱診乱療・不正請求の「件」と「対象者」の特定
- (3) 「プライバシーの厳守」の徹底
- (4) 以上について「保険者の自覚」の周知徹底